

令和5年度 情報教育夏季研修



講座⑤ 情報モラルの授業を体験！
～最新情報とLINE教材の活用講座～



大分市教育センター
情報教育担当班

大分県公立学校教員育成指標(教諭等)

キャリアステージ		第0ステージ 養成期	第1ステージ 基礎形成期	第2ステージ 発展期	第3ステージ 充実深化・円熟期
		教育に対する知見を深め、求められる資質能力の基盤を形成する	採用から早い時期に、教員としての幅広い視野と能力の伸長を図る	基礎形成期の多様な経験をもとに、中堅教員として各種の分掌主任等を経験することなどで一層の能力伸長を図る	・発展期での経験をもとに、管理分野や教科指導等の専門分野の複線化も視野に入れ、より一層の能力伸長を図る ・学校経営ビジョンを理解し、職責、経験に応じたリーダーシップの向上を図る
教職としての素養	社会人に求められる基礎的な能力	高い倫理観を有するとともに、法令を遵守することの重要性を理解している。	高い倫理観に基づき、法令を遵守した教育活動の展開ができる。		高い倫理観をもって、法令を遵守した教育活動を展開することについて、同僚に指導助言ができる。
	教育公務員の使命と責任	状況に応じて、相手が理解できるように自分の考えを伝えたり、相手の話を丁寧に聴くことができる。	関係者との連絡調整を適切に行い、職務を円滑に遂行できる。		組織の目的や自分の意思が相手に充分伝わるよう説明ができるとともに、関係者の協力が得られるよう相手の意見を踏まえながら調整ができる。
	使命感と熱意	教育公務員の崇高な使命を理解するとともに、自ら学び続ける意欲及び研究能力を有している。	教育公務員としての自覚を持ち、組織の一員としての行動ができるとともに、専門性を高めるために自ら学び続けることができる。	教育公務員としての自覚を深めるとともに、自ら学び続け、分掌主任、学年主任等として、同僚に助言ができる。	教育公務員としての自覚を深めるとともに、自ら学び続け、学校マネジメントの中核を担う教員として、同僚に指導助言ができる。
学習指導と評価の力	授業構想力	学習指導要領を理解するとともに、育成を目指す資質能力を明確にした授業のイメージをもつことができる。	学習指導要領に基づき、育成を目指す資質能力を明確にした授業の指導計画を適切に実施することができる。	学習指導要領及び自校の指導方針に基づき、育成を目指す資質能力を明確にした授業の指導計画を適切に実施できる。	学習指導要領及び自校の指導方針に基づき、育成を目指す資質能力を明確にした授業の指導計画を立案し、同僚に指導助言ができる。
	授業展開力	授業展開に必要な基礎的なスキルを獲得している。	基礎的なスキルを生かした授業展開ができる。	児童生徒の実態に即した授業展開ができる。	児童生徒の実態に即した授業展開について、同僚に指導助言ができる。
	授業評価と改善	学習評価の意義と方法について理解している。	児童生徒一人一人の学習状況の把握と個に応じた適切な指導ができる。	適切な授業評価に基づく授業改善ができる。	適切な授業評価に基づく授業改善について、同僚に指導助言ができる。
児童生徒指導と集団づくりの力	児童生徒理解	児童生徒理解の意義と重要性を理解している。	学級の児童生徒を取り巻く環境や多様な個性を理解し、児童生徒一人一人に向き合うことができる。	学年の児童生徒を取り巻く環境や多様な個性を理解し、児童生徒一人一人に向き合うことができる。	学校の児童生徒を取り巻く環境や多様な個性の理解について、同僚に指導助言ができる。
	児童生徒指導	個や集団を指導するスキルを理解している。	保護者や校内組織と連携して、個に応じた指導ができる。	関係機関等と連携した学年全体の指導ができる。	関係機関等と連携した学校全体の指導について、同僚に指導助言ができる。
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応	特別支援教育の実践	特別支援教育に関する理念や指導・支援方法等について理解している。	特別な配慮や支援が必要な児童生徒の教育的ニーズを把握できるとともに、保護者や校内組織と連携し、個に応じた適切な指導・支援ができる。	特別な配慮や支援が必要な児童生徒の教育的ニーズを把握できるとともに、関係機関等と連携し、個に応じた適切な指導・支援ができる。	特別な配慮や支援が必要な児童生徒の教育的ニーズを把握できるとともに、具体的な指導・支援方法等について、同僚に指導助言ができる。
教職の実践	ICTや情報・教育データの利活用	ICT及び情報・教育データの利活用に関する目的的理解や、知識・技術を獲得している。	ICTや情報・教育データを利活用した授業及び児童生徒指導等を実践できる。	ICTや情報・教育データを利活用した工夫ある授業及び児童生徒指導等を実践できる。	ICTや情報・教育データを利活用した授業及び児童生徒指導等について、同僚に指導助言ができる。

《キャリアステージ》 発展期／充実深化・円熟期

《本研修の目標》
ICTや情報・教育データを利活用した工夫ある授業及び児童生徒指導等について、同僚に指導助言できる

小学校

学習指導要領(平成 29 年告示)

平成 29 年 3 月 告示

中学校

学習指導要領(平成 29 年告示)

平成 29 年 3 月 告示

第 1 章

総則

● 第 2 教育課程の編成

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- (1) 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力 (情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

教育の情報化の手引き-追補版- (文部科学省 令和2年6月)

第2章 情報活用能力の育成

「**情報活用能力**」は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。より具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等も含むものである。

このような情報活用能力を育成することは、将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくために重要である。また、情報技術は人々の生活にますます身近なものとなっていくと考えられるが、そうした情報技術を手段として学習や日常生活に活用できるようにしていくことも重要となる。

情報をどのように活用していくか

新聞



テレビ



から、情報をどう読み取り、発信するか



に変わってきた。

萩生田文部科学大臣からのメッセージ（R1.12.19）

子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育 ICT 環境の実現に向けて ～令和時代のスタンダードとしての1人1台端末環境～ 《文部科学大臣メッセージ》

12月13日に閣議決定された令和元年度補正予算案において、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれました。

Society 5.0 時代に生きる子供たちにとって、PC 端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。今や、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所で ICT の活用が日常のものとなっています。社会を生き抜く力を育み、子供たちの可能性を広げる場所である学校が、時代に取り残され、世界からも遅れたままではられません。

1人1台端末環境は、もはや令和の時代における学校の「スタンダード」であり、特別なことではありません。これまでの我が国の150年に及ぶ教育実践の蓄積の上に、最先端のICT教育を取り入れ、これまでの実践とICTとのベストミックスを図っていくことにより、これからの学校教育は劇的に変わります。

この新たな教育の技術革新は、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、特別な支援が必要な子供たちの可能性も大きく広げるものです。

また、1人1台端末の整備と併せて、統合型校務支援システムをはじめとしたICTの導入・運用を加速していくことで、授業準備や成績処理等の負担軽減にも資するものであり、学校における働き方改革にもつなげていきます。

忘れてはならないことは、ICT環境の整備は手段であり目的ではないということです。子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくことが必要です。その際、子供たちがICTを適切・安全に使いこなすことができるようネットリテラシーなどの情報活用能力を育成していくことも重要です。

このため、文部科学省としては、1人1台端末環境の整備に加えて、来年度から始まる新学習指導要領を着実に実施していくとともに、現在行われている中央教育審議会における議論も踏まえ、教育課程や教員免許、教職員配置の一体的な制度の見直しや、研修等を通じた教員のICT活用指導力の向上、情報モラル教育をはじめとする情報教育の充実など、ハード・ソフトの両面からの教育改革に取り組みます。

今般の補正予算案は、すでに児童生徒3人に1台という地方財政措置で講じたICT環境整備に取り組んできた自治体、またこれから着実に整備に取り組もうとする自治体を対象に、1人1台端末とクラウド活用、それらに必要な高速通信ネットワーク環境の実現を目指すものです。そして、この実現には、各自治体の首長の皆様のリーダーシップが不可欠です。

この機を絶対に逃すことなく、学校・教育委員会のみならず、各自治体の首長、調達・財政・情報担当部局など関係者が一丸となって、子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に取り組んで頂きますよう、心よりお願い申し上げます。

令和元年（2019年）12月19日
文部科学大臣 萩生田光一

一人1台端末の配備へ

これまでの情報モラル教育は…

年に1,2回実施する程しか時間がなかった。

一人1台端末を活用すると…

指導が増えるから持たせない…ではなく、
成長するチャンスが増えたと考えませんか？

さらに、携帯やスマホ等を持っていない
児童生徒もイメージしやすくなりますね。

日常的な指導の場面について考えてみましょう！

1人1台端末の活用状況について

別紙1

令和4年度全国学力・学習状況調査結果をもとに文部科学省作成

- ◆ **1人1台端末を授業で活用している学校の割合** 2
 - － 小学校・都道府県別 2 / 中学校・都道府県別 3 / 小学校・指定都市別 4 / 中学校・指定都市別 5
- ◆ **自分で調べる場面でICT機器を使用している学校の割合** 6
 - － 小学校・都道府県別 6 / 中学校・都道府県別 7 / 小学校・指定都市別 8 / 中学校・指定都市別 9
- ◇ **教職員と児童生徒がやりとりする場面でICT機器を使用している学校の割合** 10
 - － 小学校・都道府県別 10 / 中学校・都道府県別 11 / 小学校・指定都市別 12 / 中学校・指定都市別 13
- ◆ **自分の考えをまとめ、発表・表現する場面でICT機器を使用している学校の割合** ... 14
 - － 小学校・都道府県別 14 / 中学校・都道府県別 15 / 小学校・指定都市別 16 / 中学校・指定都市別 17
- ◆ **児童生徒同士がやりとりする場面でICT機器を使用している学校の割合** 18
 - － 小学校・都道府県別 18 / 中学校・都道府県別 19 / 小学校・指定都市別 20 / 中学校・指定都市別 21
- ◆ **1人1台端末を家庭で利用できるようにしている学校の割合** 22
 - － 小学校・都道府県別 22 / 中学校・都道府県別 23 / 小学校・指定都市別 24 / 中学校・指定都市別 25

授業一般

調べる場面

教職員・児童生徒

発表・表現

児童生徒同士

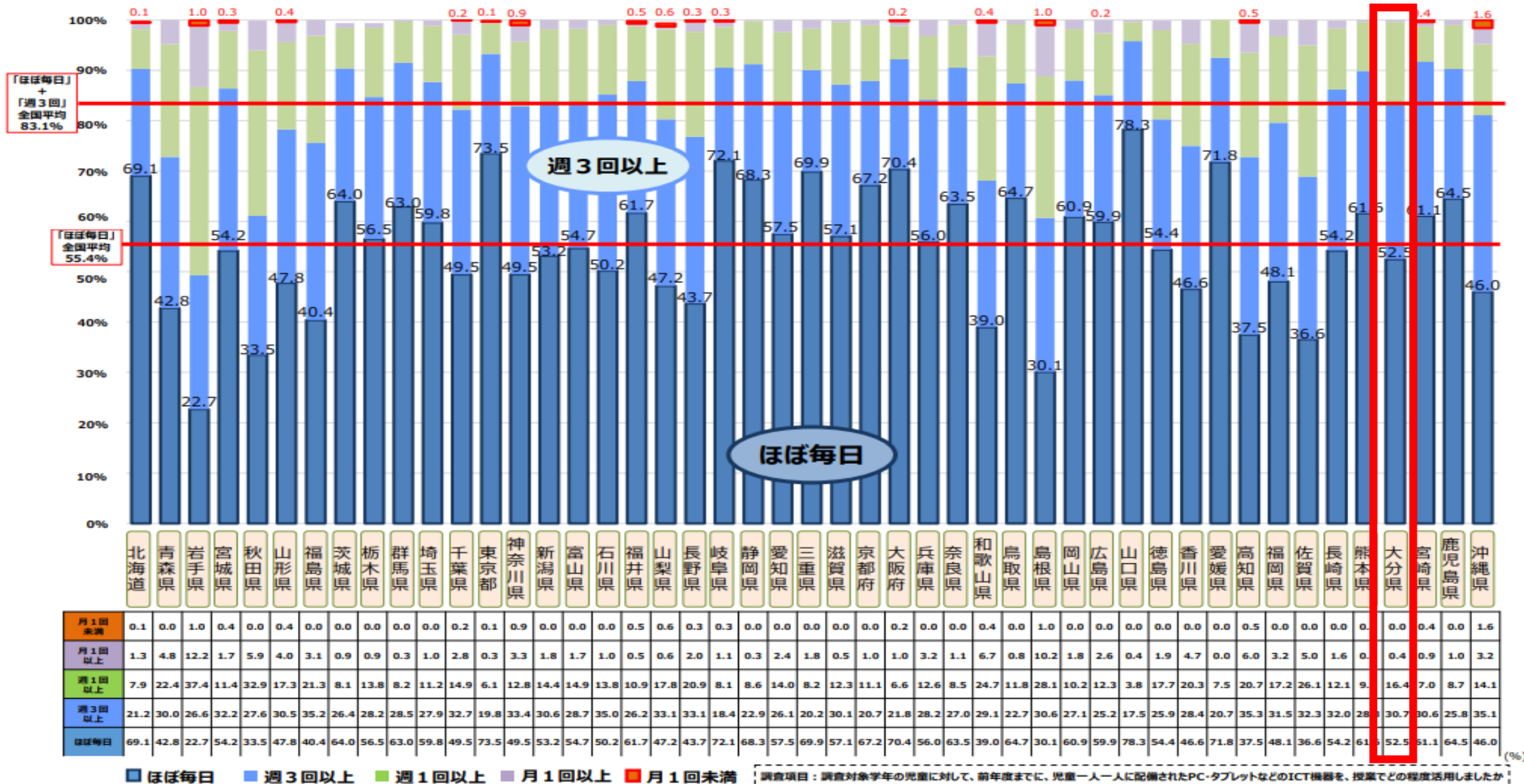
持ち帰り

文部科学省
HPより



1人1台端末を授業で活用している学校の割合（小学校・都道府県別 ※政令市除く）

※現在の小学校6年生が令和3年度までに受けた授業での活用割合について調査 (R4全国学力・学習状況調査結果より[令和4年4月実施])



授業一般

調べる場面

教職員・生徒

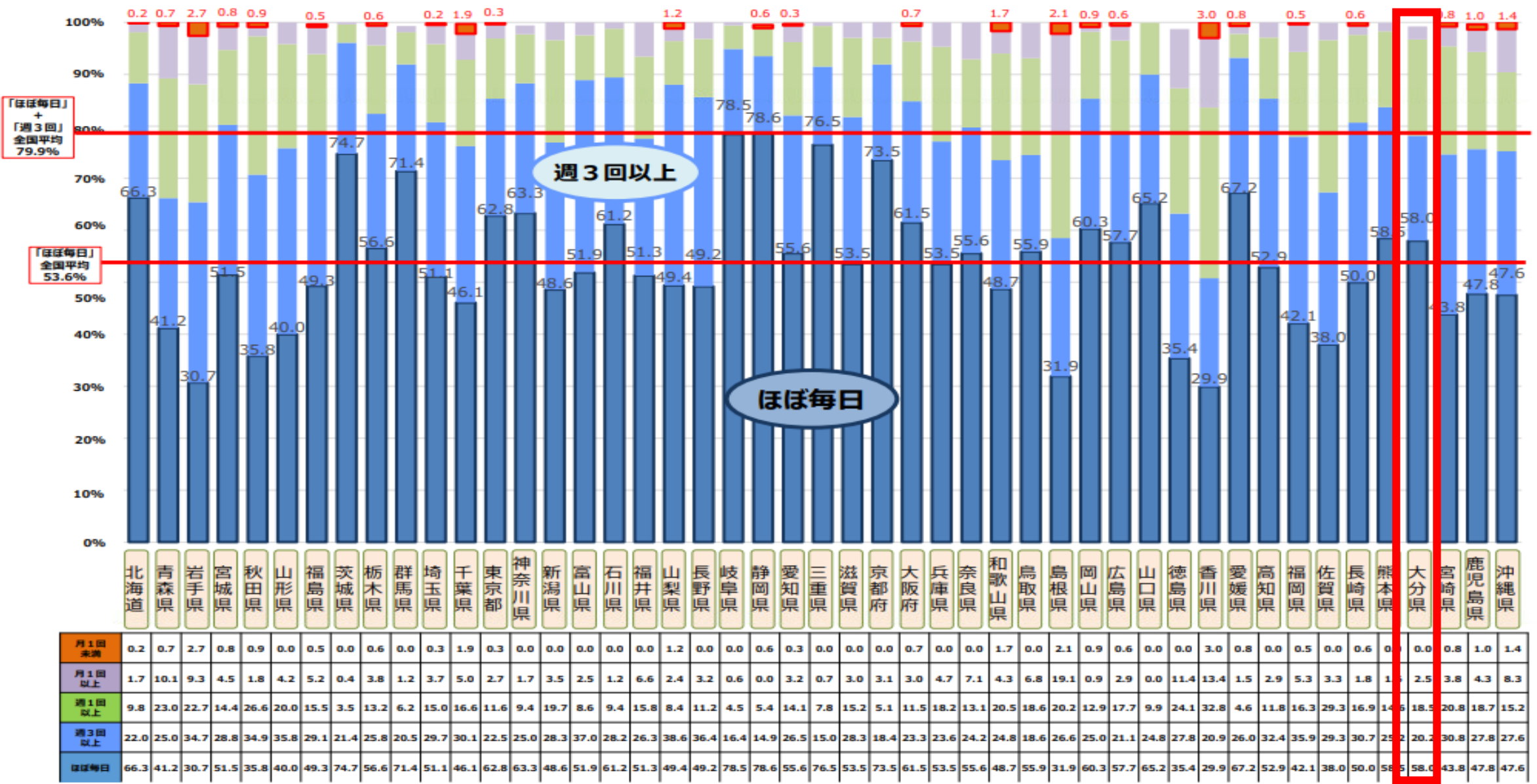
発表・表現

児童生徒同士

持ち帰り

1人1台端末を授業で活用している学校の割合（中学校・都道府県別 ※政令市除く）

※現在の中学校3年生が令和3年度までに受けた授業での活用割合について調査 (R4全国学力・学習状況調査結果より[令和4年4月実施])



授業一般
調べる場面
教職員・生徒
発表・表現
児童生徒同士
持ち帰り

ほぼ毎日 週3回以上 週1回以上 月1回以上 月1回未満

調査項目：調査対象学年の生徒に対して、前年度までに、生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用しましたか

(%)

1人1台端末の活用状況について

別紙1

令和4年度全国学力・学習状況調査結果をもとに文部科学省作成

◆ 1人1台端末を授業で活用している学校の割合	2
- 小学校・都道府県別 2 / 中学校・都道府県別 3 / 小学校・指定都市別 4 / 中学校・指定都市別 5	
◆ 自分で調べる場面 でICT機器を使用している学校の割合	6
- 小学校・都道府県別 6 / 中学校・都道府県別 7 / 小学校・指定都市別 8 / 中学校・指定都市別 9	
◇ 教職員と児童生徒がやりとりする場面 でICT機器を使用している学校の割合	10
- 小学校・都道府県別 10 / 中学校・都道府県別 11 / 小学校・指定都市別 12 / 中学校・指定都市別 13	
◆ 自分の考えをまとめ、発表・表現する場面 でICT機器を使用している学校の割合	14
- 小学校・都道府県別 14 / 中学校・都道府県別 15 / 小学校・指定都市別 16 / 中学校・指定都市別 17	
◆ 児童生徒同士がやりとりする場面 でICT機器を使用している学校の割合	18
- 小学校・都道府県別 18 / 中学校・都道府県別 19 / 小学校・指定都市別 20 / 中学校・指定都市別 21	
◆ 1人1台端末を家庭で利用できるようにしている学校の割合	22
- 小学校・都道府県別 22 / 中学校・都道府県別 23 / 小学校・指定都市別 24 / 中学校・指定都市別 25	

この4場面こそ
授業の中でICTが
有効な場面だ！
…と文部科学省は
考えていることが
見て取れますね。

授業一般

調べる場面

教職員・児童
生徒

発表・表現

児童生徒同士

持ち帰り

文部科学省
HPより



◆ **自分で調べる場面**でICT機器を使用している学校の割合

情報の信頼性と選別について

◆ **自分の考えをまとめ、発表・表現する場面**でICT機器を使用している学校の割合

表現方法、考えの相違、陰口や悪口について

◆ **児童生徒同士がやりとりする場面**でICT機器を使用している学校の割合

著作権や肖像権、情報セキュリティについて

情報モラル教育は、**日常の生活の中に！**

せっかく同じ研修を希望して集まられた先生方なので、皆さんでお話される中で交流して頂きたいと思います。

お題は「**最近、学校で起こったICTの活用に関する児童生徒指導事案について**」

もしわかれば、担任や生活指導の先生、学年の先生方がその後、どんな指導をされていたのかまで含めて、話をしていただけると、大変有り難いです。

文部科学省

令和5年7月4日



Ver1.0
機動的な改訂を想定

素早く改訂をする
こともありますよ

初等中等教育段階における
生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン

3. 生成AIの教育利用の方向性

(1) 基本的な考え方

- 学習指導要領は、「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置づけ、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性を強調している。このことを踏まえれば、新たな情報技術であり、多くの社会人が生産性の向上に活用している生成AIが、どのような仕組みで動いているかという理解や、どのように学びに活かしていくかという視点、近い将来使いこなすための力を意識的に育てていく姿勢は重要である。
- その一方、生成AIは発展途上にあり、多大な利便性の反面、個人情報流出、著作権侵害のリスク、偽情報の拡散、批判的思考力や創造性、学習意欲への影響等、様々な懸念も指摘されており、教育現場における活用に当たっては、児童生徒の発達の段階を十分に考慮する必要がある（各種サービスの利用規約でも年齢制限や保護者同意が課されている）。
- 以上を踏まえ、教育利用に当たっては、利用規約の遵守はもとより、事前に生成AIの性質やメリット・デメリット、AIには自我や人格がないこと、生成AIに全てを委ねるのではなく自己の判断や考えが重要であることを十分に理解させることや、発達の段階や子供の実態を踏まえ、そうした教育活動が可能かどうかの見極めが重要と考えられる。その上で、個別の学習活動での活用の適否については、学習指導要領に示す資質・能力の育成を阻害しないか、教育活動の目的を達成する観点で効果的か否かで判断すべきである（生成AIの性質等を理解できない段階、学習目的達成につながらない、適正な評価の阻害や不正行為に繋がる等の場合は活用すべきでない）。こうした判断を適切に行うためには教師の側にも一定のAIリテラシーが必要である。
- また、忘れてはならないことは、真偽の程は別として手軽に回答を得られるデジタル時代であるからこそ、根本に立ち返り、学ぶことの意義についての理解を深める指導が重要となる。また、人間中心の発想で生成AIを使いこなしていくためにも、各教科等で学ぶ知識や文章を読み解く力、物事を批判的に考察する力、問題意識を常に持ち、問を立て続けることや、その前提としての「学びに向かう力、人間性等」の涵養がこれまで以上に重要になる。そうした教育を拡充するためには、体験活動の充実をはじめ、教育活動におけるデジタルとリアルのバランスや調和に一層留意する必要がある。

総合的に勘案

- ① 現時点では活用が有効な場面を検証しつつ、限定的な利用から始めることが適切である。生成AIを取り巻く懸念やリスクに十分な対策を講じることができる一部の学校において、個人情報保護やセキュリティ、著作権等に十分に留意しつつ、パイロット的な取組を進め、成果・課題を十分に検証し、今後の更なる議論に資することが必要である。
- ② その一方、学校外で使われる可能性を踏まえ、全ての学校で、情報の真偽を確かめること（いわゆるファクトチェック）の習慣付けも含め、情報活用能力を育む教育活動を一層充実させ、AI時代に必要な資質・能力の向上を図る必要がある。
- ③ 教員研修や校務での適切な活用に向けた取組を推進し、教師のAIリテラシー向上や働き方改革に繋げる必要がある。



政府統計

令和4年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（概要）

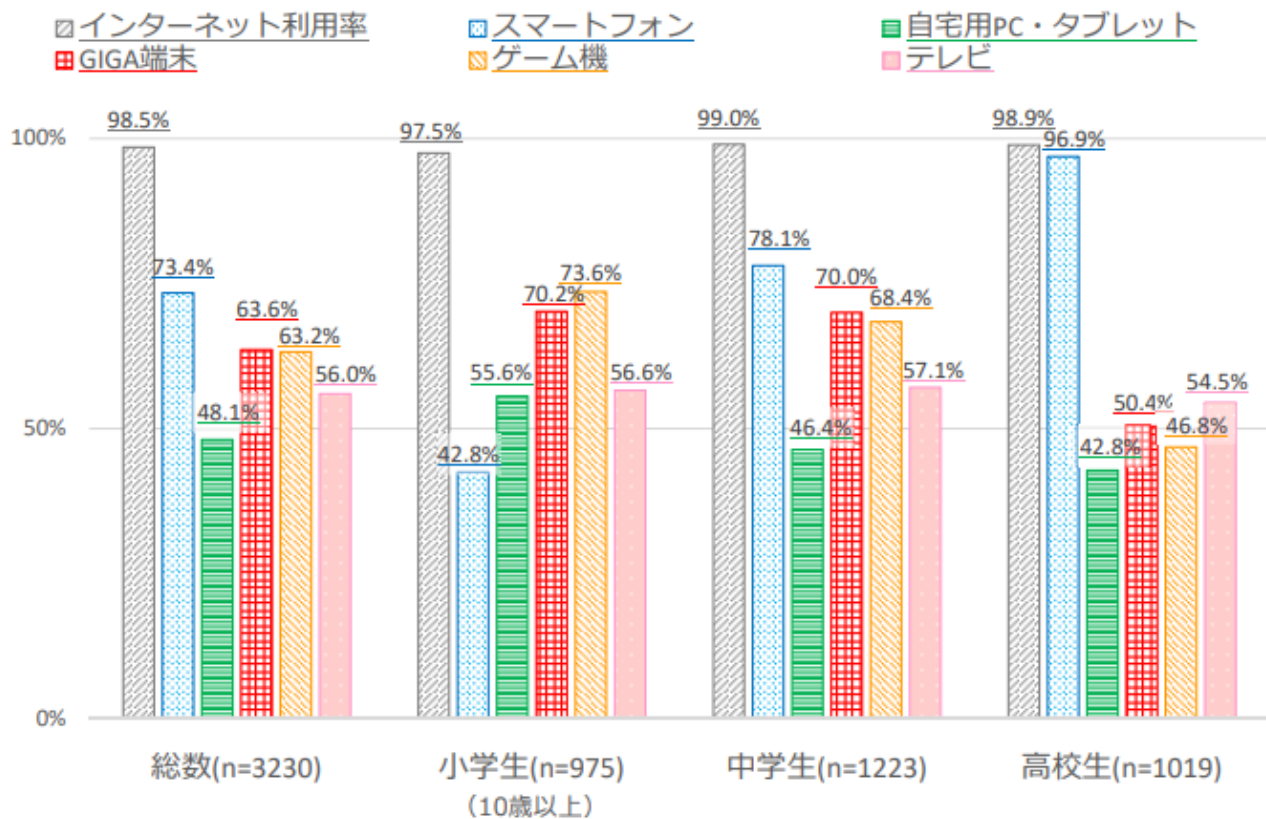
令和5年3月

内閣府

概要 1 青少年のインターネットの利用状況 - 1 (インターネット利用率)

- 青少年の98.5%が、インターネットを利用していると回答。
- インターネットを利用する機器は、スマートフォン(73.4%)、学校から配布・指定されたパソコンやタブレット等(GIGA端末)(63.6%)、ゲーム機(63.2%)、テレビ(地上波・BS等は含まない)(56.0%)、自宅用のパソコンやタブレット等(48.1%)と続く。
- 学校種別でみると、小学生(10歳以上)の97.5%、中学生の99.0%、高校生の98.9%がインターネットを利用していると回答。

インターネット利用率(機器・学校種別)



○インターネットを利用している機器 (n=3230)

スマートフォン	73.4%
契約していないスマートフォン	14.1%
携帯電話	6.3%
自宅用のパソコンやタブレット等	48.1%
学校から配布・指定されたパソコンやタブレット等(GIGA端末)	63.6%
ゲーム機	63.2%
テレビ (地上波、BS等は含まない)	56.0%

(注1) 「インターネット利用率」及び「インターネットを利用している機器」は、回答した青少年全員をベースに集計。

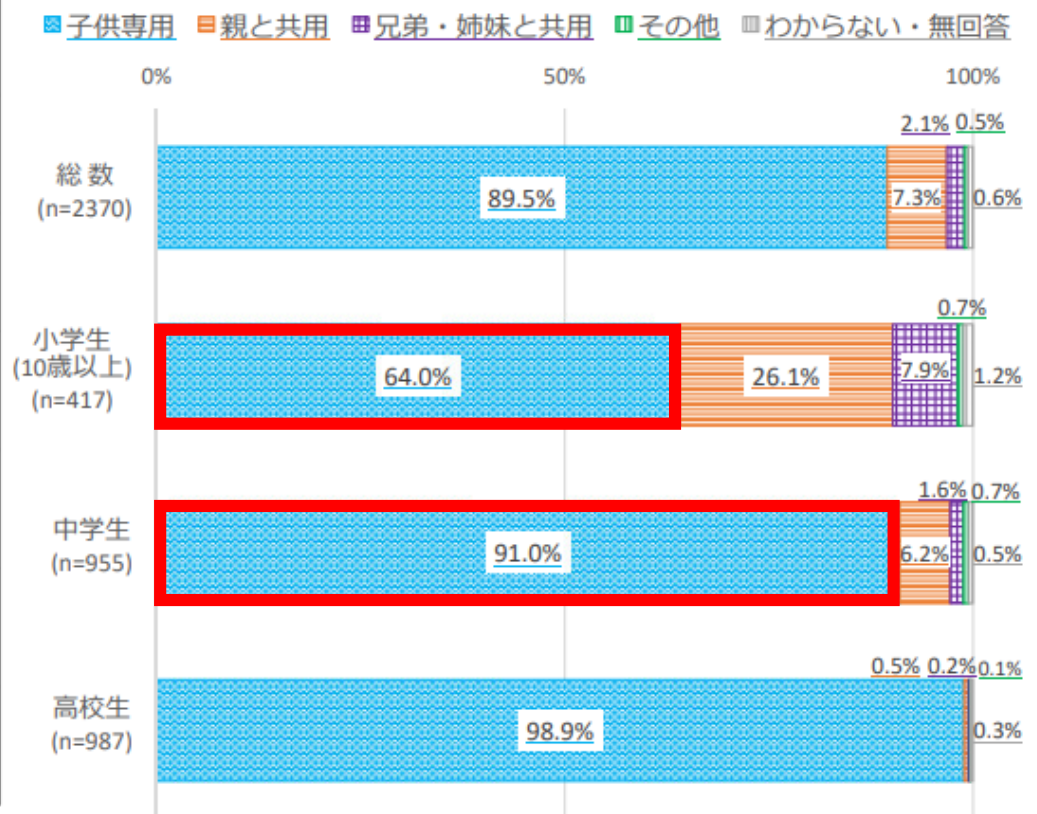
(注2) 令和3年度調査から「インターネットを利用している機器」を変更。令和2年度までは、次の15機器。「スマートフォン、格安スマートフォン、子供向けスマートフォン、契約切れスマートフォン、携帯電話、子供向け携帯電話、ノートパソコン、デスクトップパソコン、タブレット、学習用タブレット、子供向け娯楽用タブレット、携帯音楽プレイヤー、据置型ゲーム機、インターネット接続テレビ」(令和3年度からテレビの例を一部変更修正)

- インターネットを利用すると回答した青少年のうち、子供専用の機器を利用している割合が高いのは、スマートフォン(89.5%)と携帯電話(76.2%)。
- スマートフォンでは、学校種が上がるとう子供専用の割合が高くなり、小学生(10歳以上)の64.0%、中学生の91.0%、高校生の98.9%が子供専用と回答。

○青少年の各機器の専用・共用 (令和4年度)

	子供専用	親と共用	兄弟・姉妹と共用	その他	わからない・無回答
スマートフォン (n=2370)	89.5%	7.3%	2.1%	0.5%	0.6%
契約していないスマートフォン (n= 455)	53.6%	22.2%	17.4%	2.6%	4.2%
携帯電話 (n= 202)	76.2%	4.5%	11.4%	3.0%	5.0%
自宅用のパソコンやタブレット等 (n=1554)	31.5%	52.5%	11.3%	3.5%	1.2%
ゲーム機 (n=2040)	51.8%	14.8%	30.7%	1.6%	1.1%
テレビ(地上波、BS等は含まない) (n=1810)	6.5%	75.0%	7.7%	8.7%	2.1%

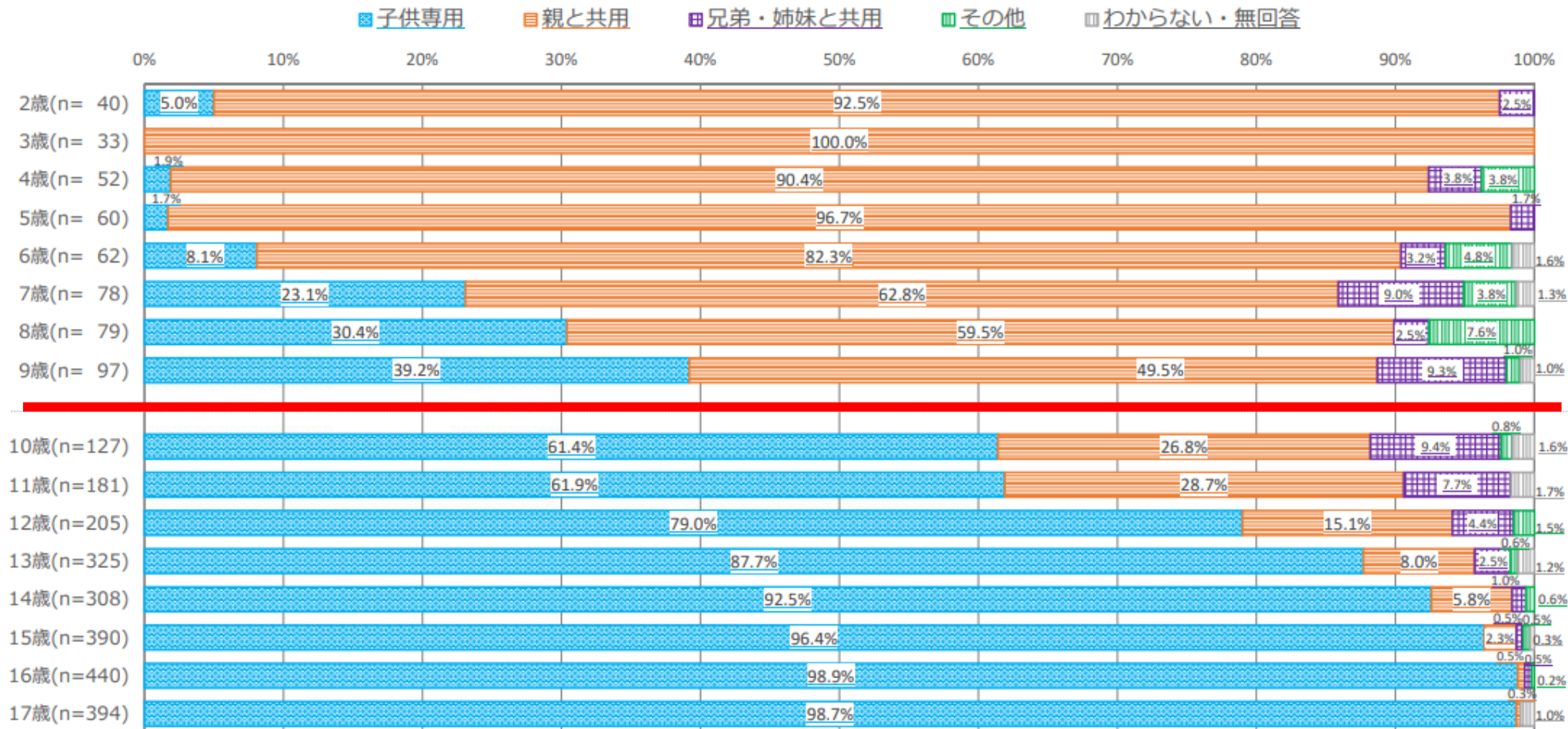
青少年の機器の専用率
(学校種別・スマートフォン/令和4年度)



(注) インターネットを利用すると回答した青少年をベースに集計。

○ 10歳で専用と共用の割合が逆転し、子供専用の割合が6割を超える。

機器の専用率 (年齢別・スマートフォン/令和4年度)

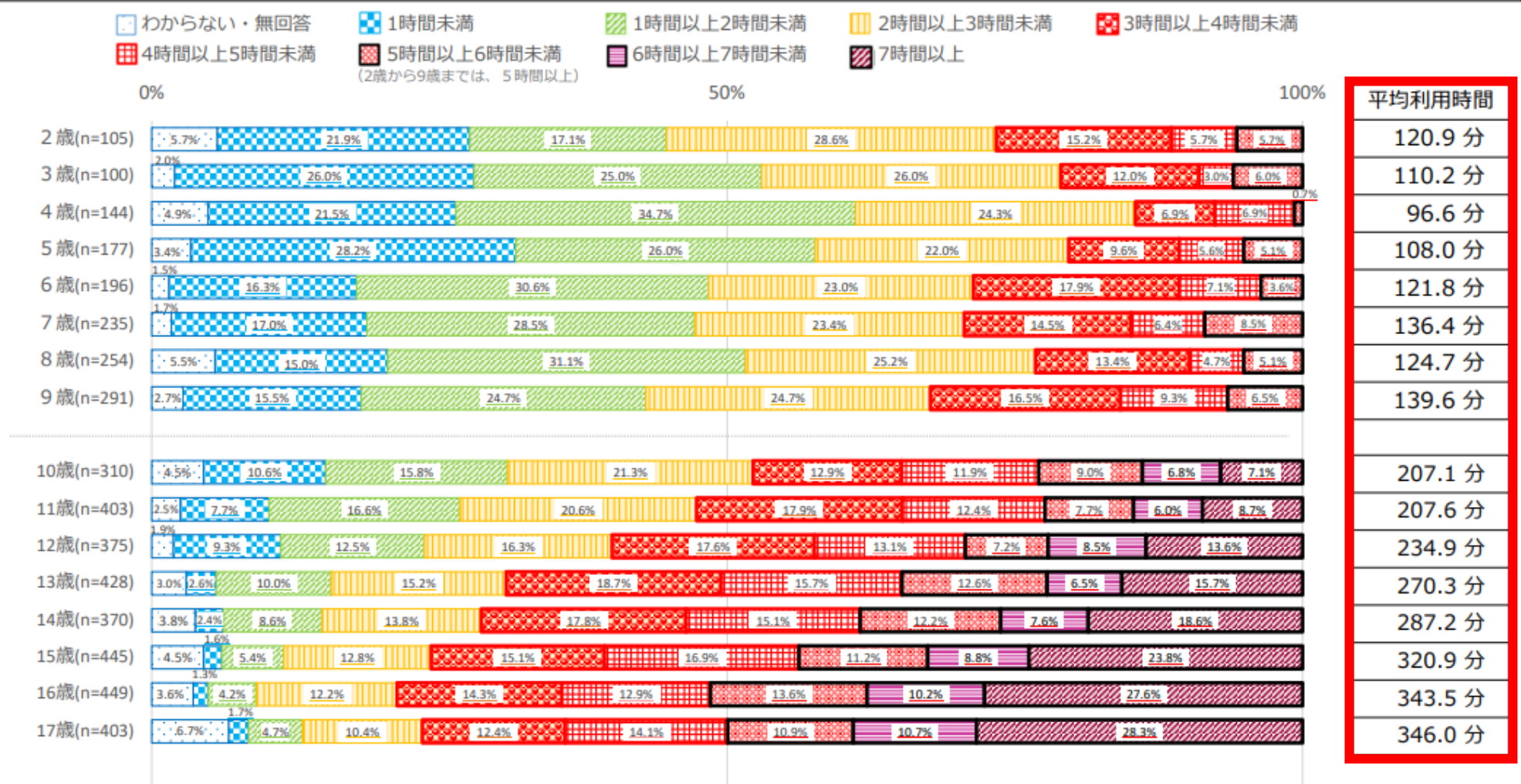


(注1) 「スマートフォン」でインターネットを利用していると回答した青少年及び低年齢層の子供の保護者をベースに集計。0歳 (n=2)、1歳 (n=11) は回答数が少ないため図示しない。

(注2) 青少年は本人に、低年齢層の子供は保護者に対して調査した結果であるため、直接比較することはできない。

○ インターネットの平均利用時間は、年齢とともに増加傾向にある。

インターネットの利用時間 (年齢別・利用機器の合計/平日1日あたり)



(注1) 平均利用時間は、「使っていない」は0分とし、「わからない」「無回答」を除いて平均値を算出。

(注2) 「利用機器の合計」の利用時間は、青少年及び低年齢層の子供の保護者が回答した各機器の利用時間を合算したもの。0歳 (n=14)、1歳 (n=38) は、回答数が少ないため図示しない。

(注3) 青少年は本人に、低年齢層の子供は保護者に対して調査した結果であるため、直接比較することはできない。

(青少年 Q4-1、低年齢層の子供の保護者 Q4-1)

概要9 年齢別のインターネットの利用状況 - 3 (利用内容)

○ 利用内容の割合は、動画を見るが、全年齢を通じて高い。

インターネット利用内容 (年齢別・いずれかの機器/令和4年度)

	投稿やメッセージ 交換をする	ニュースをみる	検索する	地図を使う	音楽を聴く	動画を見る	読書をする	マンガを読む	ゲームをする	買い物をする	勉強をする	撮影や制作 記録をする	その他
2歳 (n=105)	1.0%	-	1.0%	1.0%	12.4%	96.2%	-	-	17.1%	-	1.0%	1.9%	3.8%
3歳 (n=100)	3.0%	1.0%	2.0%	1.0%	25.0%	95.0%	-	-	32.0%	-	5.0%	7.0%	4.0%
4歳 (n=144)	3.5%	2.1%	2.1%	1.4%	28.5%	98.6%	1.4%	0.7%	47.2%	-	14.6%	11.1%	4.2%
5歳 (n=177)	1.7%	1.7%	7.3%	2.3%	27.1%	97.2%	2.3%	-	55.9%	1.1%	15.3%	6.8%	4.5%
6歳 (n=196)	5.6%	2.6%	12.2%	3.6%	21.4%	93.4%	2.0%	1.0%	68.4%	1.5%	30.1%	15.8%	7.7%
7歳 (n=235)	14.0%	5.5%	30.6%	10.6%	23.0%	93.2%	4.7%	1.3%	72.3%	-	51.9%	23.8%	14.9%
8歳 (n=254)	21.7%	5.5%	37.4%	7.1%	31.1%	88.2%	2.4%	2.0%	76.0%	0.4%	61.0%	21.7%	9.8%
9歳 (n=291)	26.5%	10.7%	58.4%	11.0%	34.4%	90.4%	3.4%	4.5%	77.7%	1.0%	61.2%	29.2%	8.6%
10歳 (n=310)	36.1%	26.8%	69.4%	16.5%	39.7%	84.8%	5.2%	8.7%	89.4%	5.5%	65.2%	28.1%	12.3%
11歳 (n=403)	42.2%	35.0%	75.2%	19.6%	55.8%	91.3%	7.4%	9.9%	84.4%	4.0%	74.4%	27.0%	16.6%
12歳 (n=375)	56.5%	40.5%	81.3%	29.6%	64.5%	88.3%	7.7%	21.1%	84.3%	6.4%	67.7%	33.9%	14.4%
13歳 (n=428)	71.7%	48.4%	84.8%	40.0%	76.6%	93.7%	10.5%	26.4%	87.9%	11.0%	68.2%	30.1%	14.3%
14歳 (n=370)	78.1%	62.4%	88.6%	50.0%	83.0%	94.6%	15.7%	33.5%	83.5%	17.8%	73.0%	36.5%	15.1%
15歳 (n=445)	82.9%	61.6%	89.9%	54.8%	87.2%	95.7%	19.6%	42.0%	82.7%	25.6%	76.9%	39.8%	10.6%
16歳 (n=449)	90.4%	65.3%	92.0%	69.5%	89.8%	95.5%	24.3%	51.2%	77.1%	35.2%	74.6%	43.4%	9.4%
17歳 (n=403)	89.6%	67.5%	90.1%	69.7%	92.8%	96.3%	22.6%	47.6%	77.2%	45.9%	74.2%	45.7%	16.4%

(注1) 「いずれかの機器」とは、青少年及び低年齢層の子供の保護者に対して調査した7機器のうち、いずれかの機器でインターネットを利用していると回答した青少年及び低年齢層の子供の保護者をベースに集計。0歳 (n=14)、1歳 (n=38) は、回答数が少ないため図示しない。

(注2) 青少年は本人に、低年齢層の子供は保護者に対して調査した結果であるため、直接比較することはできない。

(注3) 令和3年度から「読書をする」、「マンガを読む」と「撮影や制作、記録をする」を新規追加。令和2年度までは、「投稿やメッセージ交換をする」は「コミュニケーション」、「ニュースをみる」は「ニュース」、「検索する」は「情報検索」、「地図を使う」は「地図・ナビゲーション」、「音楽を聴く」は「音楽視聴」、「動画を見る」は「動画視聴」、「読書をする」と「マンガを読む」は「電子書籍」、「ゲームをする」は「ゲーム」、「買い物をする」は「ショッピング・オークション」、「勉強をする」は「勉強・学習・知育アプリやサービス」としていた。

もう一度だけ、皆さんで交流して頂きたいと思います。

お題は「生成AIの利用に関する暫定的な
ガイドラインと、内閣府の調査の
結果を受けて今後、学校で起こり
そうな児童生徒指導について」

もし、思いつかない場合は、感想や感じたこと、
心配なこと等、何でもかまいませんので、是非！

つい先日、ある学校にて…

iPadでYoutubeの動画を見られる抜け道を発見して、生徒が授業中に動画を見てた！との連絡がありました。

ホラやっぱり！だから使わせたくない！

ちょっと待ってください！こちらの学校は一昨年、昨年、今年と一人1台端末の持ち帰りを実施されていきました。

たくさん活用してくれているから、たくさん指導もある。でも、子どもたちは着実に成長してる！…とされます。

一人1台端末の持ち帰りを含めた活用を推進していただき、これからの社会を生きる子どもたちが日常的にICT機器に触れる中で成長できるように、今後ともご協力ください！

おそらく…

何かを禁止をしても抜け道はすぐ見つけられてしまう

これはダメと言われたが、こっちはまだ…となってしまう

今後出てくる新しい技術への情報モラルを
どう指導するかより、自分なりに考え正しいと
思う対応ができる子どもたちの育成を目指す！

子どもたちに先の事を考えさせるチャンスが、
生成AIやChatGPT等の最新技術を通して今、
生まれていると考えてみてはいかがでしょう。